


平成 26 年度調剤報酬等改定項目③

○歯科点数表（病院・診療所薬剤師関係、処方せん関連を含む）

（平成 26 年 4 月 1 日改正予定）

項 目	改正前	改正後
第 2 章 特掲診察料 第 1 部 医学管理等 B008 薬剤管理指導料 【注の追加】	(追加)	注3 区分番号B004-1-3に掲げるがん患者指導管理料（3に限る。）は、算定できない。
第 2 部 在宅医療 C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料 【点数の見直し】	1 同一建物居住者以外の場合 550 点 2 同一建物居住者の場合 385 点	1 同一建物居住者以外の場合 650 点 2 同一建物居住者の場合 300 点
【注の見直し】	注 1 1については、在宅において療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、1と2を合わせて月2回に限り算定する。	注 1 1については、在宅において療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、1と2を合わせて患者1人につき月4回（末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回）を限度として算定する。この場合において、1と2を合わせて薬剤師1人につき1日5回を限度として算定する。

<p>第5部 投薬 第1節 調剤料 F000 調剤料</p> <p>【注の追加】</p> <p>第2節 処方料 F100 処方料</p> <p>第3節 薬剤料 F200 薬剤</p> <p>第5節 処方せん料 F400 処方せん料</p> <p>第6節 調剤技術基本料 F500 調剤技術基本料</p>	<p>(追加)</p> 	<p><u>注 2 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。</u></p> <p>※左記項目についても、上記同様の追加あり</p>
---	---	--